

# 相生市立青葉台小学校「いじめ防止基本方針」

令和7年4月11日改定

## 1 いじめについての基本的な認識

### (1) いじめの定義

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。

「いじめ」とは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの（インターネットを通じて行われるものを含む）」とする。

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍しているなど当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

### (2) 定義の解釈

① 「表面的・形式的に行うことなく」とは、いじめの有無を、アンケート調査等の数値のみで判断したり、一時的な様相観察から主観的に判断したりしないこと。

② 「心理的、物理的な影響を与える行為」とは、いじめの態様のこと。具体的には以下のような態様を指す。

心理的な影響を与える行為：冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、イヤなことをいわれる。いやがらせやいじわる等をされる。イヤなことや恥ずかしいこと、危険なことをさせられる。パソコンや携帯電話で誹謗中傷やイヤなことをされる。等

物理的な影響を与える行為：ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。金品をたかられる。金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。等

③ 「いじめられたとする児童生徒の気持ちを重視する」とは、いじめがあったという認識のもとで受容的に接するとともに、いじめられた児童生徒を全面的に支援すること。

また、学校にあっては、児童生徒間のトラブルを「いじめの定義」に照らして指導するのではなく、児童生徒間のトラブルは軽微なものを含めて、常にその解消に向けて指導することが必要である。定義はあくまで調査のための指標であり、定義に左右されことなく、学校は常に子どもの状況を見守り、よりよい人間関係を築けるよう指導することが必

要である。

### (3) いじめについての基本的な認識

- ① いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものとされます。
- ② いじめは、人間として許されない、卑怯な行為です。
- ③ いじめの根絶は、学校だけで完結するものではなく、児童生徒、家庭、地域、関係する機関等が一体となって取り組むことにより初めて可能となります。
- ④ 子ども社会の問題は大人社会の問題の反映とも言われます。いじめの問題もこの例外ではなく、大人たちが「いじめのない社会をつくる」とする認識の共有が不可欠です。

## 2 いじめに対する本校の基本姿勢

「いじめは、人間として絶対に許されない」という強い認識を持つこと  
「いじめは、どの学校でも、どの子にも起こりうる」という危機意識をもつこと  
「いじめられている子どもを最後まで守り抜く」という信念を持つこと

### (1) 学校として、なすべきこと

- ア いじめは、いじめる側に問題があるという共通理解を図ること
- イ 教育相談活動の充実と全教育活動を通じた積極的な生活指導の展開を図ること
- ウ 児童・家庭・地域・関係諸機関との連携を深め情報交換を図ること
- エ 全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図ること

### (2) 教師として、なすべきこと

- ア いじめを見抜く感性を磨くこと
- イ 不安や悩みを受容する姿勢を持つこと
- ウ 「自信」と「やる気」を引き出す授業に努めること
- エ 心の居場所づくりに努めること
- オ 一人一人の心の理解に努めること
- カ いじめは許さないという学校風土をつくること
- キ 教師間で連携・協力して問題の解決に当たること
- ク いじめを受けた児童生徒を最後まで守ること
- ケ 互いに個性を認め合う学級経営に努めること
- コ 児童生徒や保護者からの声に誠実に答えること

### 3 いじめの未然防止に向けた取組

#### (1) 学級・学年経営の充実

- ア 安心して帰属できる居場所となる支持的風土のある温かい学級づくり
- イ マネジメント手法による学級経営
- ウ 学習規律の徹底
- エ 迅速かつ組織的な生活指導の充実

#### (2) 「生きる力」をつける取り組みの充実

- ア 確かな学力の育成
  - ・コミュニケーション能力の育成
  - ・家庭との連携
  - ・個に応じた指導の充実
  - ・体験学習の重視
- イ 豊かな心の育成
  - ・さわやかなあいさつ運動の励行
  - ・心を育て、豊かな感性を育む道德教育の充実
  - ・自発性と好ましい人間関係を育む特別活動の充実
  - ・心のふれあいを重視した生活指導の充実
  - ・「あじなトロ」によるけじめのある生活指導の充実
  - ・社会規範意識の定着

#### (3) 道德教育・人権教育の推進

- ア 道徳的実践力の育成（いじめを許さない心の育成と生命を大切にする心の育成）
- イ 人権感覚を育む環境づくり（縦割り活動の推進，学級活動の充実）
- ウ 多文化共生教育の推進

#### (4) 特別支援教育の充実

- ア 個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成し、これらの計画に基づいた適切な支援が行えるよう指導を行う。
- イ 特別な支援を要する児童生徒の見守り態勢の強化・充実を図る。
- ウ 特別支援教育に係る研修を行い、教職員の資質の向上を図る。
- エ 各学校における通級指導学級による教育相談体制の充実により、児童生徒、保護者、学校に対する支援を推進する。

(5) 「不登校、虐待等の未然防止」と早期発見・迅速な対応

- ア 生活指導体制の充実
- イ 定期的な情報交換
- ウ 要支援児童に対する共通理解
- エ 外部専門機関との連携
- オ 保護者への啓発

(6) 連携の強化

- ア より多くの大人が児童生徒の悩みや相談を受けとめることができるようにするため、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。
- イ 関係機関、学校、家庭、地域社会及び民間団体の間の連携強化、民間団体の支援その他必要な体制を整備する。
- ウ 保育所・幼稚園と小学校間、また、小・中・高等学校間の連携により、指導内容の共有を図り、一貫した指導の体制作りを行う。
- エ いじめを受けた児童生徒といじめを行った児童生徒が同じ学校に在籍していない場合、学校相互間の連携協力体制を整備する。

(7) いじめの未然防止に向けた具体的な取組

- ア 思いやりの心をはぐくむ教育
- イ 豊かな体験を通じた心の教育と温かい集団づくり
- ウ 規範意識を身につけ、自浄力を持つ児童生徒集団の育成
- エ 教職員間で相談・協力できる風通しの良い職場環境を整え、全教職員の協力体制の下で児童生徒に向き合う時間の確保
- オ 教職員の対応能力向上に向けた研修（法令の理解や危機管理意識の向上）
- カ 「いじめ未然防止プログラム」等の積極的な活用
- キ インターネットの正しい活用など情報モラル教育の推進
- ク 情報モラル教育の充実（情報発信による他人や社会への影響，危険回避等）  
※保護者にもPTA活動等を通じて周知を図る
- ケ 親子読書の実施
- コ 定期的な個別面談の実施による児童理解
- サ 人権講演会の実施

5 いじめ早期発見に向けた取組

(1) 児童生徒理解・信頼関係の構築

- ア 児童生徒の言動等の変化



- ②いじめ防止に関すること。
- ③いじめ事案に対する対応に関すること。
- ④いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めること。

<開 催>

月1回を定例会とし、いじめ事案発生時は緊急開催とする。さらに、職員会議では毎回児童情報交換会を行い情報の共有を図る。

## 8 いじめ指導年間計画

(兵庫県教育委員会 「いじめ対応マニュアル」を参考にして)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
職員会議等	← 事案発生時、緊急対応会議の開催 →					
	いじめ対応チーム会議 職員会議では 毎月情報交換	いじめ対応チーム会議 保護者会等で啓発	いじめ対応チーム会議	いじめ対応チーム会議	職員研修①	いじめ対応チーム会議
未然防止に 向けた取組	いじめ実態把握	学級・学年づくり 人間関係づくり				
	↓ 道徳・特活計画へ反映					
早期発見に 向けた取組		いじめアンケート				
	10月	11月	12月	1月	2月	3月
職員会議等	← 事案発生時、緊急対応会議の開催 →					
	いじめ対応チーム会議	いじめ対応チーム会議	いじめ対応チーム会議	いじめ対応チーム会議	いじめ対応チーム会議 職員研修②	いじめ対応チーム会議
未然防止に 向けた取組						
早期発見に 向けた取組		いじめアンケート			いじめアンケート	

## 9 重大事案への対処

### (1) 教育委員会または学校による調査

#### ① 重大事態の意味

ア いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

- ・児童生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合

イ いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。なお、相当の期間とは、年間 30 日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、迅速に調査に着手する。また、重大事態への対処に当たって、いじめられた児童生徒や保護者からの申し立てがあったときは、適切かつ真摯に対応する。

#### ② 重大事態の報告

学校は、重大事態と思われる案件が発生した場合には、直ちに教育委員会に報告する。報告を受けた教育委員会は、重大事態の発生を市長に報告する。

#### ③ 調査の趣旨及び調査主体について

調査は、当該重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行う。教育委員会は、その事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかについて判断する。

学校が主体となって調査を行う場合は「いじめ対応チーム」を母体とし、当該重大事案の性質に応じて、学校支援チームの派遣の他、専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）について、外部の専門機関からの推薦等により参加を図り、当該調査の公平性・中立性を確保し、客観的な事実を速やかに調査する。

#### ④ 事実関係を明確にするための調査の実施

当該重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、どのように対応したかという事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。その際、学校は積極的に資料を提供する。

#### ⑤ その他の留意事項

学校は、児童生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する必要がある。

### (2) 調査結果の提供及び報告

① いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任

学校は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して適時・適切な方法で説明する。

これらの情報の提供に当たっては、学校は、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。

また、教育委員会は、情報の提供の内容・方法・時期などについて必要な指導及び支援を行う。

② 調査結果の報告

調査結果について、学校は教育委員会に報告し、教育委員会は市長に報告する。